

# ～ 舞鶴市議会基本条例に定める内容の案 ～

## ＜目次＞

前文（はじめに）	1 ページ
目的	2 ページ
議会及び議員の活動原則	2 ページ
> 議会及び議員の活動原則	
> 会派	
> 災害時の議会及び議員の対応	
市民との関係	5 ページ
> 会議の公開	
> 議会広報の充実	
> 広聴の充実	
> 市民の参画	
市長等との関係	7 ページ
> 議会と市長等との関係	
> 質疑応答の形式	
> 反問権	
> 議決事件の拡大	
> 政策等に対する説明要求	
議会の機能強化	9 ページ
> 政策立案及び提言	
> 委員会の活動	
> 専門的知見の活用	
> 交流及び連携の推進	
> 政務活動費の活用	
議員の定数及び報酬	11 ページ
> 議員定数	
> 議員報酬	
議会の体制整備	12 ページ
> 議会図書室の活用	
> 予算の確保	
> 議会事務局の体制整備	
条例の確実な履行	13 ページ
> 実行計画の策定	
最高規範性及び見直し	13 ページ
> 条例の位置付け	
> 継続的な検討	
言葉の意味	14 ページ

## ～ 前文（はじめに） ～

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲は拡大され、地方公共団体の果たす役割は、以前にも増して重要なものとなってきています。

こうした中、二元代表制の一翼を担う地方議会は、多様な民意を反映しつつ、執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化を図り、市民福祉の向上に取り組んでいくことが求められています。

舞鶴市議会においては、議員の任期4年間を基準に、目指すべき方向性と基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考え、「舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、これに基づいて活動してきました。

これまで積み重ねてきた取り組みを確かなものとし、今後、さらに議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に全力で応え、市民福祉の向上と市政の発展に尽くすことを決意し、その実現のための規範として、議会基本条例を制定します。

### ◆解説◆

条例制定に至る背景を記載しています。

日本国憲法で保障される「地方自治」は、国から独立した地方公共団体が自らの意思と責任に基づいて行われるという「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われるという「住民自治」の2つの基本的な要素があります。

従来、国と地方公共団体とは、上下・主従の関係と言われ、地方自治の権限が大幅に制限されていましたが、平成12年に地方分権一括法が制定され、対等・協力の関係の下で、地方公共団体の自己決定・自己責任によって地方自治を行う、いわゆる地方分権の一步が踏み出されることとなりました。

この地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限と責任は拡大し、執行機関への監視機能や政策決定機能を持つ議会の担うべき役割と責任はますます大きくなってきています。

そのような中で、地方議会においては、平成18年に北海道栗山町が議会としての権能を十分に発揮し、その責任が果たせるよう、全国初の議会基本条例を制定して以来、条例制定が全国的に波及している状況にあります。

舞鶴市議会においては、第18期（平成22年12月5日から平成26年12月4日まで）では、本会議のインターネット中継や議会報告会、意見交換会などを実施するとともに、総合計画を議決事件とするなど、市民に開かれた議会の実現や監視機能の強化を図るため、様々な取り組みを重ねております。また、第19期（平成26年12月5日から平成30年12月4日まで）では、議会が取り組む活動を明確化した「舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、「①市民に開かれた議会」「②議会機能の充実」「③効率的・効果的な議会運営」の3つの目的を掲げて、議会活動として、意見交換会の実施、FMまいづるを活用した議会情報の発信、総合計画の進捗状況の点検評価、委員会の計画的な運営、議会における危機管理の整理など24項目にわたって検討し、計画的に取り組んでいます。

今後とも、舞鶴市を取り巻く環境が変化する中で、議会は、市の意思決定を担う議事機関として、これまで以上に責任ある議会活動を行い、市民の負託に応えるべく、議会の基本理念、議会及び議員の責務、市民及び執行機関と議会との関係を改めて市民の皆さんに明らかにして、市民からより一層信頼される議会を目指して取り組んでいくことを決意し、議会の最高規範として「議会基本条例」を制定するものです。

## ～ 目 的 ～

この条例は、舞鶴市議会の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会及び議員が機能や役割を的確に果たし、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とします。

### ◆解説◆

前文でうたったこの議会基本条例を制定することの意義や決意を踏まえ、「議会及び議員が機能や役割を的確に果たすことで、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること」を目的としています。

## ～ 議会及び議員の活動原則 ～

### ○議会及び議員の活動原則

議会及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案や政策提言等に生かすことにより、市政に反映させ、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指します。

### ◆解説◆

市政の課題等に関して、市民との意見交換などを通じて市民の多様な意見を的確に把握し、それを政策立案や政策提言等に生かし、総合的な観点から市全体のために貢献することとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

意見交換会の実施、パブリック・コメント手続要綱の制定、参考人制度の活用、それぞれの議員活動、政務活動費の活用 など

- (2) 市民に関かれた議会を目指して積極的に情報を公開・発信するとともに、議決責任を深く認識し、説明責任を果たします。

### ◆解説◆

議会活動に関する情報を積極的に公開することによって、審議等の過程の見える化を図るとともに、地方自治体の最終的な意思決定である議決の重みと責任を深く認識し、議決に対する説明責任を十分に果たすこととしています。

◆これまでの取り組み◆

会議の原則公開、本会議の映像配信、市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信、それぞれの議員活動、政務活動費の活用 など

(3) 公平性・透明性を確保するとともに、不断の改革や研さんに努め、信頼性と議会機能の向上を目指します。

◆解説◆

公平な議論の場の設定や情報公開などによって公平性・透明性を高めるとともに、常によりよい議会を目指して改革に取り組み、議員自らも資質向上にも努め、市民の皆さんの信頼性と議会機能の向上を目指すこととしています。

◆これまでの取り組み◆

会派制による運営、会議の原則公開、本会議の映像配信、市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信、議員研修会の実施、議会活動基本計画の策定、ICTの活用、それぞれの議員活動、政務活動費の活用 など

(4) 議会が言論の府であることや合議制機関であることを踏まえ、議員間の討議を尊重し、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。

◆解説◆

議会は、市長等に対する質問・質疑に加え、多数の議員による議論によって意思を決定する機関であることから、議員間の活発な討議を尊重し、議論を尽くして意思決定を行い、市政に反映させるとともに、様々な機会を通じて、その過程を市民に明らかにすることとしています。

◆これまでの取り組み◆

議員間討議、委員会活動の充実、それぞれの議員活動、政務活動費の活用 など

(5) 議会は、議事機関として、市政運営に対する監視及び評価機能を果たします。

◆解説◆

議会は、市の意思決定を行う議事機関であり、行政運営が市民福祉の向上につながり、最小の経費で最大の効果をあげているかなどを監視・評価する機能を発揮することとしています。

◆これまでの取り組み◆

年間活動計画の策定（重点事項、市内現地視察等）、後期実行計画の点検評価、代表・一般質問、委員会審査 など

- (6) 議長は、議会の活性化を推進するとともに、中立で公平な議会運営を行うこととします。

◆解説◆

議長は、議会の活性化が図られるよう、リーダーシップを発揮するとともに、議会を代表する者として、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務の統括を担い、常に中立で公平な議会運営を行うこととしています。

- (7) 議員は、高い倫理的義務が求められていることを自覚するとともに、市民の代表として常に良心と責任感を持って品位の保持に努めます。

◆解説◆

議員は、市民の負託を受けた全体の代表者として、自らの責任と役割を自覚し、常に良心と責任感を持って、自らの行動を厳しく律することとしています。

## ○会派

- (1) 政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができることとします。

◆解説◆

基本的な理念や政策の考えを同じくする議員で会派を結成し、積極的な調査研究等を行うことにより、議論の活性化につなげていくこととしています。

◆これまでの取り組み◆

会派制（3人以上の議員で結成）による運営、政務活動費の活用 など

- (2) 政策立案や政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めます。

◆解説◆

会派間で意見調整などを行うことにより、効率的で円滑な議会運営につなげていくこととしています。

◆これまでの取り組み◆

各派幹事長会・各派幹事会の開催 など

## ○災害時の議会及び議員の対応

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会・議員が果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動します。

### ◆解説◆

地震・豪雨などの大規模な災害や原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合においても、議会及び議員が果たすべき役割を迅速かつ的確に果たすこととされています。

### ◆これまでの取り組み◆

議会における危機管理の検討 など

## ～ 市民との関係 ～

## ○会議の公開

公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に資するため、すべての会議を原則として公開し、その傍聴の促進に努めます。

### ◆解説◆

公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を行い、市民と情報を共有するため、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会など、議会が開催する会議を公開し、傍聴していただけるよう努めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

会議の原則公開、審議資料の公開、議会中継、市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信 など

## ○議会広報の充実

多くの市民が議会及び市政に関心が持てるよう、議会広報紙、インターネットその他の多様な手段を用いて議会の広報活動に努めます。

### ◆解説◆

多くの市民が議会活動や市政に関心を持っていただけるよう、「まいづる市議会だより」「舞鶴市議会ホームページ」「FMまいづる」などの様々な広報手段を通じて、議会活動の情報を発信・提供することに努めていくこととしています。

### ◆これまでの取り組み◆

市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信 など

## ○広聴の充実

市民に対する説明責任を果たすとともに、市民と意見を交換する場を設けるなど、市民の多様な意見の把握に努めます。

### ◆解説◆

議案等に対する審議の経過や結果の報告などについて、市民に対し、十分説明するとともに、市民と意見交換する場を設けるなど、市民との情報共有及び市民の多様な意見の把握に努めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信、議会報告会・意見交換会の開催 など

## ○市民の参画

(1) 市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めます。

### ◆解説◆

議会への市民参画や意見を議案の審議等に反映させる機会として、地方自治法に定められている公聴会制度や参考人制度の活用に努めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

参考人制度の活用 など

(2) 請願（陳情又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを含む。）の審議において、必要に応じて、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けます。

### ◆解説◆

議会に提出された請願を市民からの政策提案と位置付け、慎重に審議するとともに、委員会における審査を充実させるため、必要に応じて、請願者が請願を提出するに至った背景や目的などの意見を主張する機会を設けることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

請願審査における提出者からの意見陳述 など

## ～ 市長等との関係 ～

### ○議会と市長等との関係

市長等と対等で緊張ある関係を維持し、事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかどうかを市民の視点で監視及び評価します。

#### ◆解説◆

二元代表制のもと、議事機関としての責務を果たしていくことを目的に、議会と市長及びその他の執行機関と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかどうかを市民の視点で監視し、評価することとしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

後期実行計画の点検評価、代表・一般質問、委員会審査 など

### ○質疑応答の形式

本会議及び委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができます。

#### ◆解説◆

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点と争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができることとしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

一問一答方式による一般質問の実施、委員会審査 など

### ○反問権

本会議及び委員会において、市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができます。

#### ◆解説◆

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会において、議員の質疑等の趣旨がはっきりしない場合に、市長等は、論点や争点が曖昧にならないようにするため、議事を進行する議長又は委員長の許可を得て、趣旨等の確認（反問）ができることとしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

趣旨等の確認（反問）の容認 など

## ○議決事件の拡大

市政における重要な計画等について、その決定に参画する観点から、議会が必要と認めるものを地方自治法に基づく議決すべき事件に定めます。

### ◆解説◆

法令で定められたものに加えて、議決事件（議決すべき事項）の拡大を図ることで、議会の意見を反映するとともに、執行機関に対する監視機能を強化し、責任を果たすこととしています。なお、議決すべき事件の内容については、「舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例」で定めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例の制定 など

## ○政策等に対する説明要求

(1) 市長が提案する政策等について、その水準を高めるとともに、市民に公開するため、市長に対し、次の事項の説明に努めるよう求めます。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ① 政策等を必要とする背景        | ② 提案に至るまでの経緯  |
| ③ 他の自治体の類似する政策との比較検討 |               |
| ④ 市民参加の実施の有無とその内容    | ⑤ 総合計画との整合性   |
| ⑥ 財源措置               | ⑦ 将来にわたるコスト計算 |

### ◆解説◆

市長が政策や事業等を計画する場合、その水準の向上を図るとともに、市民に公開するため、政策等を必要とする背景、経過、財源措置等の必要な情報を明らかにし、説明することを求めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

委員会審査 など

(2) 予算及び決算の審議に当たっては、(1)に準じて、市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい資料の作成及び説明に努めるよう求めます。

### ◆解説◆

市長が予算や決算を議会に提出する際、議員自身が理解を深め、論点や争点を明確にし、市民に分かりやすい審議内容とするため、分かりやすい資料の作成や説明を求めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

予算・決算資料の充実、予算決算委員会・分科会審査 など

## ～ 議会の機能強化 ～

### ○政策立案及び提言

条例の提案、議案の修正、決議及びその他の方法を通じて、執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行います。

#### ◆解説◆

議会機能を発揮するため、市民の視点に立ち、積極的な政策の立案及び提言を行うこととしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

議員提案による条例の制定、決議、代表・一般質問における提言、委員会における提言 など

### ○委員会の活動

行政課題等に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性を生かし、閉会中の調査研究等を積極的に行います。また、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めます。

#### ◆解説◆

議会が適切かつ迅速に対応するため、本会議の下審査機関としての委員会の専門性を生かして、議会閉会中（定例会の会期以外の期間）も調査研究等を積極的に行うこととしています。また、本会議や委員会での判断の材料となる審議資料を公開して、市民に分かりやすい議論を行うよう努めることとしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

年間活動計画による委員会運営（先進地視察、市内現地視察など）、審議資料の公開 など

### ○専門的知見の活用

審議の充実、政策形成機能の強化等に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用します。

#### ◆解説◆

複雑多様化する行政課題等に対応するため、審議の充実や政策形成機能の強化などが必要であり、そのためには、より専門的な知識が求められることから、学識経験者等の知識や見解を積極的に活用することとしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

議員研修会（学識経験者による講演や意見交換）の開催 など

## ○交流及び連携の推進

他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図り、意見交換等の結果を議会活動に反映させるよう努めます。

### ◆解説◆

他市での研修会などの機会を通じて、他の自治体の議会と積極的に交流を深め、連携を図ることにより、そこで得られた他の議会の取り組みなどを本市議会の活動に反映させるよう努めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

各種研修会への参加、各種議長会活動への参加 など

## ○政務活動費の活用

調査研究及びその他の活動に資するために交付される政務活動費を活用し、政策の立案及び提言に反映させるよう努めます。

### ◆解説◆

議員の政策に関する調査や研究、その他の活動に役立てるため、政務活動費を適正に執行し、政策の立案や提言に反映させるよう努めることとしています。

### ◆これまでの取り組み◆

政務活動費の運用指針の策定、代表・一般質問における提言、委員会における提言 など

## ～ 議員の定数及び報酬 ～

### ○議員定数

議員定数は、議事機関としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考に検討します。

#### ◆解説◆

議員定数の基本的な考え方を「議会の機能を果たすにふさわしい人数」とした上で、改正に当たっては、市政の現状を認識し、将来を見据えるとともに、市民等の意見を参考に、総合的な観点から検討していくこととしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

議員定数のあり方の検討 など

### ○議員報酬

議員報酬は、市民の負託に応える議員としての役務の対価であることを基本とし、改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考に検討します。

#### ◆解説◆

議員報酬の基本的な考え方を「市民の負託に応える議員としての役務の対価」とした上で、改正に当たっては、市政の現状を認識し、将来を見据えるとともに、市民等の意見を参考に総合的な観点から検討していくこととしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

議員報酬のあり方の検討 など

## ～ 議会の体制整備 ～

### ○議会図書室の活用

議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の充実を図るとともに、適正に管理運営します。

◆解説◆

議員の政策立案等を支援するため、議会図書室の図書・資料の充実を図り、必要な情報が容易に調べられるよう適正に管理し、運営することとしています。

◆これまでの取り組み◆

蔵書の充実 など

### ○予算の確保

議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めます。

◆解説◆

議会基本条例に規定する取り組みを実施するに当たり、市の財政状況を踏まえつつ、議会活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表し、予算要求段階で十分な協議を行うこととしています。

◆これまでの取り組み◆

予算要求に係る協議及び執行機関への要望 など

### ○議会事務局の体制整備

議会運営を効率的かつ円滑に行うため、また、政策の立案や提言及び調査研究等を補佐するため、議会事務局の機能の強化及び体制の整備に努めます。

◆解説◆

議会は、議員だけではなく、議会事務局のサポートも受けながら活動しているため、その機能強化と体制整備に努めることとしています。

## ～ 条例の確実な履行 ～

### ○実行計画の策定

この条例に定める事項を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取り組みに関する計画を策定し、活動します。

#### ◆解説◆

本条例に定める事項を適切かつ確実に実行するため、市議会議員一般選挙を経た任期開始後に、この条例の目的に沿い、任期4年間にわたる議会活動の計画を策定し、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握した上で、計画的に活動していくこととされています。

#### ◆これまでの取り組み◆

第19期舞鶴市議会活動基本計画の策定 など

## ～ 最高規範性及び見直し ～

### ○条例の位置付け

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例との整合を図ります。

#### ◆解説◆

議会基本条例が、舞鶴市議会における最高規範であることを明らかにすることにより、この条例の趣旨に基づいた議会運営や議員活動を行うとともに、議会に関する他の条例や規則等の解釈及び運用、また、制定、改正、廃止する場合には、この条例との整合を図ることとしています。

### ○継続的な検討

この条例の目的が達成されているか、また、社会情勢等に照らして適切かなど、不断の検証を行い、条例の改正も含め、必要な措置を講じます。

#### ◆解説◆

この条例に定める基本的な理念等が実現できているか、また、社会情勢等に照らして適切かなど、条例制定後も、よりよい議会にしていくために、常に検証と改善に努めることとしています。

#### ◆これまでの取り組み◆

第19期舞鶴市議会活動基本計画の策定 など

## ◆言葉の意味◆

### 二元代表制

地方自治体において、「執行機関である首長」と「議事機関である議会を構成する議員」の双方を住民が直接選挙で選ぶ制度のことです。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。

### 執行機関（市長等）

地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことをいいます。

（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会などが「執行機関」に当たります。）

### 監視（・評価）機能

行政の執行に関して、事前又は事後に適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて、監視し、（その効果又は成果について評価し、）必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるために、議会には、検査や調査などの権限があり、それらを適切に活用して機能を発揮しています。

### 政策立案（決定）機能

議会が、市政における課題の解決を図るため、自ら政策に関する条例を提案する方法のほか、議案の修正や一般質問等を通じた行政への提言などにより、政策の立案（決定）に関わっています。

### 議会活動

議会が行う活動全般を指します。

### 市民

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、又は義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義規定は置いていません。

地方自治法では、一般に「住民」という用語が使用されていますが、この条例の趣旨及び規定の内容から、「住民」のみを対象とするなどの限定的な解釈をする必要はないことから、この条例で使用している「市民」という用語は、より広い範囲を想定しています。

### 舞鶴市議会活動基本計画

議会活動の目指すべき方向性と基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考え、平成27年5月に、議員の任期4年間で計画期間とした「舞鶴市議会活動基本計画」を初めて決めました。

### 3つの目標（第19期）

#### ①市民に開かれた議会

市民に舞鶴市議会の活動に関する情報を積極的により分かりやすく提供するとともに、市民の意見を聴き、精査し、議会審議と市政に反映させていくため、市民にとって開かれた議会を目指すもの

#### ②議会機能の充実

執行機関の事務事業について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・評価し、意見を述べるため、議会機能の充実、特に委員会審査の充実を図るもの

#### ③効率的・効果的な議会運営

市政の課題に対して的確な審議を行い、市民に分かりやすい議会運営（活動）を行うため、議会運営（活動）を通して、そのあり方を検討し、効率的・効果的な議会運営を目指すもの

### **議会機能**

議会が果たすべき役割又は働きのことをいいます。地方自治体の意思決定のほか、行政の事務執行の監視、政策形成（立案や提言）などの機能があります。

### **議事機関**

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいいます。

### **最高規範**

舞鶴市議会における法令等の最も上位に議会基本条例を位置付け、これに反する決まりを定めることができないこととするものです。

### **政策提言**

市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策について、市長等に対して提案することをいいます。

### **パブリック・コメント**

公的な機関が条例や計画などを定める際に、広く市民等の意見を求めるもので、舞鶴市議会においても実施することとしています。

### **参考人制度**

議会は、調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出席を求めて意見を聞くことができると地方自治法に定められており、専門家などのほか、市民の皆さんの意見を聞く機会としても活用しています。

### **議決**

表決（採決）の結果から得られた議会の意思決定のことです。（例えば可決、否決、認定、同意等）

## 言論の府

議員の活動の基本は言論であり、問題は全て言葉で意見を交わすことによって結論を導き出すことから、言論を尊重し、その自由も保障されています。

発言者は、自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければならないこととなっています。

## 合議制（合議制機関）

複数の人（議員）の合議による意思決定を行う制度（機関）のことをいい、複数の人（議員）による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。なお、市長は一人だけで構成される「独人制の機関」となります。

## 本会議

定期的に開かれる定例会及び必要に応じて開かれる臨時会において、議員定数の半数以上が出席して議場で行われる会議のことで、市長から提出された議案などを審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

## 常任委員会

効率的・専門的に審査を行うために、本会議の下審査機関として設置されている委員会のうち、議案や請願などの審査及び調査を行う常設の委員会で、現在、舞鶴市議会には、5つ（総務文教、経済消防、民生環境、建設、予算決算）の常任委員会があります。

## 議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう日程や議案の取り扱いなどを協議・決定する委員会で、そのほかに、議会の活性化に関する協議も行っています。

## 特別委員会

特定の案件を審査・調査するために、必要に応じて、議会の議決によって設置される委員会で、現在、舞鶴市議会には、2つ（原子力防災・安全等、山陰新幹線京都府北部ルート誘致）の特別委員会があります。

## 公聴会制度

予算その他重要な議案、請願等について、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができると地方自治法に定められています。

## 請願

国又は地方公共団体に対し、要望及び意見を願い出ること、憲法により保障された国民の権利です。請願を提出するには、1人以上の紹介議員が必要です。

## 陳情

国又は地方公共団体に対し、要望及び意見を願い出ること、請願との違いは、法令に基づかない行為であることです。陳情の場合には、紹介議員は不要です。

## **議決すべき事件**

議会の議決（市議会の本会議で決定すること）によって意思決定を行うことが法令等で定められている事項で、条例の制定・改正・廃止や予算の決定などがあります。

## **決議**

議会が行う事実上の意思決定行為で、政治的効果や対外的な意思表示を目的とした要望決議や付帯決議などがあります。法的な拘束力・強制力はありません。

## **各種研修会**

本市議会や近隣市議会等が開催する研修会のことです。

## **各種議長会**

各市の議長で構成し、要望活動のほか、研修や情報交換などを行う組織で、全国市議会議長会、近畿市議会議長会、京都府市議会議長会、旧軍港市議会議長会があります。ほかにも、京都府北部五市議会の正副議長で構成する京都府北部五市議会連絡協議会があります。

## **議会図書室**

地方自治法において、議員の調査研究に資するため、図書室を設置しなければならないとされており、舞鶴市議会にも図書室があります。